

# 2009 都議選の投票権について

(告示日:7月3日－投票日:7月12日)

## ● 投票できる方

平成元年7月13日生まれまでの日本国民(投票日の翌日までに20才の誕生日を迎える方)で、東京都内のいずれかの区市町村に引き続き3ヶ月以上居住している方。

上記の方が、都内の他の区市町村へ転居(1回のみ)しても、引き続き投票権があります。

## ● 都内の転入転出による投票権の考え方

～3/3	3/4 ～ 4/2	4/3 ～ 7/2	7/3	7/4 ～ 7/11	7/12
A	B(※)	C	告示日	期日前投票	投票日

ケース	転出届日	転入届日	投票権
I	A・B	A・B	新住所地
II	B(※)・C	C以降	旧住所地
III	A	C以降	なし

★ ケース I は、新住所地での投票となります。

★ ケース II は、旧住所地での投票となります。

※但し、Bの期間内である3/4～3/11に転出手続きを完了し、Cの期間に転入届を完了した場合は、右記のとおり、投票できる期間が限定されます。

※都外へ転出した場合は投票できませんが、都内の他の区市町村に転居(1回のみ)した場合は、新住所地の区市町村が発行する「引き続き証明書」または「住民票」を持参のうえ、旧住所地で投票できます。

※4/3以降に都外から都内へ転入した場合は投票できません。

### ※ケースIIの例外

転出日	投票できる日
3/4	7/4
3/5	7/4～5
3/6	7/4～6
3/7	7/4～7
3/8	7/4～8
3/9	7/4～9
3/10	7/4～10
3/11	7/4～11

★ ケース III は、新旧どちらの住所地の選挙人名簿

にも登録されていないため投票できません。

○詳細につきましては、各区市町村の選挙管理委員会(役所内)にお問い合わせ下さい。